

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年11月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第73号

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則（平成13年岩手県規則第140号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（自動車等の駐車時の原動機の停止を要しない場合） 第37条 条例第78条の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。 （１）・（２） 〔略〕 （３） 岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）<u>第 5 条第 1 項第 1 号</u>又は第 2 号ア若しくはイに掲げる車両に該当する場合 （４） 〔略〕 別表第13（第25条関係） 小規模の廃棄物焼却炉に係る基準 1 〔略〕 2 <u>環境大臣の定める焼却の方法（平成 9 年厚生省告示第178号）</u>に規定する焼却の方法により焼却すること。 3 〔略〕 〔略〕 別表第15（第25条関係） 小規模の廃棄物焼却炉 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第10条第 1 項に規定する大気基準適用施設であるもの又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（<u>昭和45年法律第137号</u>）第15条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設であるもの	（自動車等の駐車時の原動機の停止を要しない場合） 第37条 条例第78条の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。 （１）・（２） 〔略〕 （３） 岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）<u>第 5 条第 1 号</u>又は第 2 号ア若しくはイに掲げる車両に該当する場合 （４） 〔略〕 別表第13（第25条関係） 小規模の廃棄物焼却炉に係る基準 1 〔略〕 2 <u>環境大臣の定める焼却の方法（平成23年環境省告示第29号）</u>に規定する焼却の方法により焼却すること。 3 〔略〕 〔略〕 別表第15（第25条関係） 小規模の廃棄物焼却炉 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第10条第 1 項に規定する大気基準適用施設であるもの又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設であるもの
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。